

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 11 月 25 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600071号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600300号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を39万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「平成17年上期分役員手当・職員賞与台帳」並びにB厚生年金基金から提出された請求者に係る加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記職員賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、39万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保

険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501591号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600301号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和48年10月1日から昭和49年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和48年10月の標準報酬月額については、10万4,000円から13万4,000円、同年11月から昭和49年9月までの標準報酬月額については、10万4,000円から14万2,000円とする。

昭和48年10月から昭和49年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月1日から昭和49年10月1日まで

C厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることを知った。調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係るオンライン記録によると、請求期間の標準報酬月額は、10万4,000円と記録されているが、同社が加入しているC厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録によると、請求者の昭和48年10月に係る標準給与月額は13万4,000円、同年11月から昭和49年9月までの期間に係る標準給与月額は14万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、C厚生年金基金の担当者は、請求期間当時、社会保険事務所(当時)及び当基金への届出については、各事業所がそれぞれ個別に行っていたが、事業所からの届出書については複写式の届出書を使用していた旨回答している。

さらに、B社の社会保険事務担当者は、C厚生年金基金及び社会保険事務所への届出について、当該厚生年金基金から配付された複写式の届出書に記入し、その届出書を切り離して当該厚生年金基金へは郵送、社会保険事務所へは持参していたので、別の届出書に書き直して提出することは考えられない旨陳述している。

加えて、C厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録によると、請求者のB社に係る

標準給与月額、請求期間を除きオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、C厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録により、昭和48年10月は13万4,000円、同年11月から昭和49年9月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600126号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600302号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年11月1日から平成24年9月21日に訂正し、平成24年9月から平成25年10月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成24年9月21日から平成25年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月21日から平成25年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年9月21日から平成25年11月1日まで  
② 平成25年11月1日から平成26年1月1日まで

請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得届の届出漏れがあり、算定基礎届も遡及して提出された。いずれの期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された請求者に係る時間管理表、雇用契約書(兼)労働条件明示書及び賃金台帳により、請求者は、同社に平成24年9月21日から継続して勤務し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成24年9月21日から平成25年11月1日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年9月21日から平成25年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上記賃金台帳によると、請求期間②の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は18万円であるものの、請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は16万円であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法の規定に基づき標準報酬月額を認定するのは、上述のとおり、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額となるが、上記賃金台帳により、請求者に係る請求期間②の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額18万円より低い標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認でき、オンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（16万円）と一致していることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600780号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600298号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社、現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで

A社を昭和62年3月31日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が同年3月31日と記録されている。昭和62年4月1日が正しい被保険者資格喪失年月日であるので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたD厚生年金基金の退職一時金通知書において、請求者に係る加入員資格喪失年月日(離職年月日の翌日)は昭和62年3月31日と記載されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と一致していることが確認できる上、雇用保険の加入記録によると、請求者の離職年月日は昭和62年3月30日と記録されていることから、厚生年金基金及び厚生年金保険の資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

また、B社の精算結了時の精算人は、A社の社員名簿を保管しているが、請求者の氏名は当該名簿において確認することができない旨陳述していることから、請求期間において請求者が同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、C社は、当社はB社の営業権の譲渡を目的に設立された事業所であり、B社とは別法人であることから、設立前に既に退職していたA社の従業員の人事情報は保有していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態、届出及び給与からの厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600801号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600299号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月1日から同年12月2日まで

A社に家電販売・営業として勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給料支払明細書の写しを提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

A社の事業主の回答により、請求者が昭和50年4月1日から同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、請求者から提出された給料支払明細書は、請求期間当時、同社で使用していたものである旨回答しているところ、当該給料支払明細書により、請求期間のうち、昭和50年5月分、同年6月分及び同年8月分については厚生年金保険料が控除され、同年4月分、同年7月分及び同年9月分から同年12月分については、控除されていないことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年12月2日であり、請求期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和50年4月26日付けで法人格を有していることが確認できるものの、同社の事業主は、請求期間当時、従業員は4人しかいなかった旨陳述しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時の被保険者数も4人であることが、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できることから、同社は、昭和50年12月2日付けで厚生年金保険の任意包括適用事業所となったことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。